

会津若松 ザベリオ学園夏期研修会 レジюме

令和6年7月31日 13時

講師 弁護士 伊藤正喜

(第一東京弁護士会所属 伊藤小池法律事務所代表弁護士)

テーマ 学校コミュニティの協力体制を構築しての 学校トラブルへの対応について

講師プロフィール

1997年3月 東京都立北多摩高等学校卒業
1998年4月 早稲田大学教育学部英語英文学科入学
2002年3月 早稲田大学教育学部英語英文学科卒業
2002年4月 東京都立高校教諭(英語)
2004年3月 同退職
2004年4月 山梨学院法科大学院未修コース入学
2007年3月 同終了
2008年9月 司法試験合格 11月司法修習開始
2009年12月 司法修習終了 弁護士登録

以後、十数年にわたり、少年事件・学校関係事件に多数関わっている。

その他 元山梨学院大学法科大学院チューター 元 LEC 講師

株式会社ウェルディッシュ(東証スタンダード2901 旧商号石垣食品株式会社) 社外取締役

第1 教師と法律

1 前提

もちろん、国公立ではなく、私立学校であったとしても、たとえ、私立・学校法人の自治(裁量)があったとしても、教師として、学校として、法律は守らなくてはならない。

法律例 日本国憲法・教育基本法・学校教育法(施行令・施行規則)・民法・学校保健安全法・教育職員免許法・子どもの権利条約、私立学校法、私立学校振興助成法等

リスク例 民事裁判(損害賠償)刑事裁判(告訴・告発)風評被害(新聞・SNS 等)等

第2 新しい法律 (令和の教育法規)

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

2-1-1 (定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう

→

いじめとは、 ①

②

③

しかも、 ④ も含む

たいへん、いじめの概念は広がっています。

2-1-2 重大事態

学校の設置者又はその設置する学校による対処

第二十八条 1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ポイント あくまで、である。

2-1-3 法規範性・・・最高裁のHPより抜粋

平成 31(行ヒ)97 最高裁 令和 2 年 7 月 6 日判決

市立中学校の柔道部の顧問である教諭が部員間のいじめにより受傷した被害生徒に対し受診に際して医師に自招事故による旨の虚偽の説明をするよう指示したこと等を理由とする停職 6 月の懲戒処分を違法とした原審の判断に違法があるとされた事例

市立中学校の柔道部の顧問である教諭が、①部員間で生じた暴力行為を伴ういじめにより受傷した被害生徒に対し、受診に際して医師に自招事故による旨の虚偽の説明をするよう指示したこと、②加害生徒の大会への出場を禁止する旨の校長の職務命令に従わず同生徒を出場させたこと、及び③同部のために卒業生等から寄贈され校内に設置されていた物品に係る校長からの繰り返しの撤去指示に長期間対応しなかったことを理由として、停職 6 月の懲戒処分がされた場合において、次の(1)～(3)など判示の事情の下では、当該処分が裁量権の範囲を逸脱した違法なものであるとした原審の判断には、懲戒権者の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った違法がある。

(1) 上記①に係る当該教諭の行為は、被害生徒の心情への配慮を欠くものであって、いじめを受けている生徒の心配や不安、苦痛を取り除くことを最優先として適切かつ迅速に対

処すること等を求める

法^や

兵庫県

等

に反するものであり、また、重い傷害を負った被害生徒に対し誤った診断や不適切な治療が行われるおそれを生じさせるものであった。

(2) 上記②に係る当該教諭の行為は、当該いじめにおける加害生徒の行為が重大な非行であるにもかかわらず、その重大性を踏まえた適切な対応をとることなく、柔道部の活動や加害生徒の利益等を優先させるものであった。

(3) 上記③に係る当該教諭の行為は、柔道部が優秀な成績を挙げるために、学校施設の管理に関する規律や校長の度重なる指示に反したものであった。

2-1-4 第三者委員会の設置

第三者委員会 OR 第三者

2-1-5 重大事態を認知すべきときに重大事態を認知しない裁量がある

るとは解されないとした裁判例

令和3年12月15日さいたま地方裁判所（平成30(ワ)1465 損害賠償請求事件・裁判所ホームページ）は、「教諭らは、重大事態の発生を認識し、部員らの原告に対する言動やその背景事情等について調査票を用いるなどした網羅的な調査（甲2・13頁参照）を行い、その結果に応じた適切な方法で、法2条1項のいじめを防止し不登校を解消するため、部員らへの指導や原告への支援を行うべき義務を負ったと解される。」「教諭らは、原告母の訴える過去のものを含めた部員らの行為について、個別に部員らから事情を聴き、謝罪を行うことなどに終始しており、重大事態と位置づけた上での網羅的な調査を行わなかったのであるから、上記義務に違反したものと解される。」「被告は、教諭らが同判断に基づき上記義務を履行しなかったことについて、裁量の逸脱・濫用はないと主張するが、重大事態を認知すべきときに重大事態を認知しない裁量があるとは解されず、被告の主張は採用し難い。」と説示している。

■いじめ重大事態ガイドラインに従うことが必要

2-1-5-2 いじめに対しての安全配慮義務違反

2-2 障害者差別解消法 合理的な配慮

令和6年4月1日 私学にも適用！どんな「障害」が対象？

2-2-2 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」 元文科初第698号令和元年10月25日

・・・注意するのは別記1

（別記1）義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて 1 趣旨 不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができる こととする。 2 出席扱い等の要件 不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。（1）保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。（2）当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するもの こと。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン」（別添3）を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望まし

いこと。(3)当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

(4)学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

2-2-3 オンライン授業 高等学校では36単位 学校教育法施行規則96条2項

第3 教師に対するパワハラ・セクハラ・モンスターペアレンツ

3-1 学校コミュニティの協力体制を構築しての学校トラブルへの対応について

3-2-1 いじめ防止対策委員会

3-2-2 警察との連携

例 児童ポルノ禁止法 製造罪・提供罪・保持罪
提供するタブレットで、

3-2-3 顧問弁護士・スクールロイヤーとの連携

3-2-4 学校問題 ADR や簡易裁判所の調停

3-2-5 ケーススタディ

2年生の生徒 A は、1年3学期、生徒 B とのケンカにより、2月から、欠席が増え、2月は10日間、3月は9日間、4月は10日間、欠席があった。

また欠席は連続ではなく、学校に来れたり、来れなかったりであった。

その後、4月に生徒 A は生徒 B と生徒同士で和解したところ、7月になって、再び、生徒 B が「悪口を言った」ということで、A の保護者から不登校重大事態にして欲しいという申し出があった。学校として正しい対応は？

ポイント

- ① 一度収まったかに見えた問題が再発する場合の取り扱い
- ② 不登校重大事態の場合、合計29日の欠席をいじめによる体調不良なのか、そうでないかの判断がつかない場合の取り扱い
- ③ ケンカの場合の取り扱い
- ④ 30日に満たない場合 学年をまたぐ場合 の取り扱い

第4 最後に

学校生活に不可欠なもの生徒と教師

以上